

○熊本大学動物実験等に関する規則

(平成 19 年 1 月 25 日規則第 4 号)

改正	平成 19 年 3 月 30 日規則第 163 号	平成 21 年 3 月 26 日規則第 98 号
	平成 21 年 12 月 24 日規則第 283 号	平成 22 年 9 月 30 日規則第 183 号
	平成 23 年 3 月 24 日規則第 10 号	平成 25 年 1 月 9 日規則第 1 号
	平成 28 年 3 月 31 日規則第 184 号	平成 30 年 3 月 22 日規則第 126 号
	平成 31 年 3 月 28 日規則第 205 号	令和 2 年 3 月 31 日規則第 142 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 適用範囲(第 3 条)
- 第 3 章 動物実験委員会(第 4 条ー第 10 条)
- 第 4 章 動物実験等の実施(第 11 条・第 12 条)
- 第 5 章 施設等(第 13 条ー第 18 条)
- 第 6 章 実験動物の飼養及び保管(第 19 条ー第 28 条)
- 第 7 章 安全管理(第 29 条・第 30 条)
- 第 8 章 教育訓練(第 31 条)
- 第 9 章 自己点検・評価・検証(第 32 条)
- 第 10 章 情報公開(第 33 条)
- 第 11 章 雜則(第 34 条ー第 36 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨及び基本原則)

- 第 1 条 この規則は、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、熊本大学(以下「本学」という。)における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続等必要な事項を定める。
- 2 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年環境省告示第 88 号。以下「飼養保管基準」という。)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示第 71 号。以下「基本指針」という。)、動物の処分方法に関する指針(平成 7 年総理府告示第 40 号)、その他の関係法令等に定めがあるものほか、この規則の定めるところによる。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である次の 3R(Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。
- (1) Replacement(代替法の利用：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。)

- (2) Reduction(使用数の削減：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。)
- (3) Refinement(苦痛の軽減：科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと。)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 動物実験施設 実験動物の恒常的な飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む。)を行う動物実験室であって、動物実験施設以外のものをいう。
- (4) 施設等 動物実験施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する部局の長をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 飼養保管基準等 法、飼養保管基準及び基本指針をいう。

第2章 適用範囲

第3条 この規則は、本学において実施される哺乳類、鳥類又は爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は文部科学省以外の行政機関の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。
- 3 本学の教職員・学生等が他の研究機関等において行う動物実験等については、当該他の研究機関等の内部規程を遵守して実施するものとする。

この場合において、当該動物実験等に係る動物実験計画については、第 11 条の規定により承認を得なければならない。

第 3 章 動物実験委員会

(動物実験委員会の設置)

第 4 条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、動物実験施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、熊本大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項について審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画に係る飼養保管基準等及びこの規則への適合性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項

2 学長は、委員会に相当する組織を持たない他の研究機関等から動物実験計画の審査等の依頼を受けたときは、委員会に諮問する。

(委員会の組織)

第 6 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 生命資源研究・支援センター長
- (2) 生命資源研究・支援センターの教授 1 人
- (3) 大学院生命科学研究部医学系の教授、准教授又は講師 1 人
- (4) 大学院生命科学研究部薬学系の教授、准教授又は講師 1 人
- (5) 病院の教授、准教授又は講師 1 人
- (6) 発生医学研究所又はヒトレトロウイルス学共同研究センターの教授、准教授又は講師 1 人
- (7) 大学院教育学研究科の教授、准教授又は講師 1 人
- (8) 大学院先端科学研究部工学系の教授、准教授又は講師 1 人
- (9) 大学院先端科学研究部理学系の教授、准教授又は講師 1 人
- (10) 有識者(動物実験等又は実験動物の分野の有識者を除く。)のうちから学長が指名する者 1 人
- (11) 研究・产学連携部長
- (12) その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 前項第 2 号から第 10 号まで及び第 12 号の委員は、学長が委嘱する。

3 第 1 項第 2 号から第 10 号まで及び第 12 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 4 第1項第2号から第10号まで及び第12号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第7条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員会に、副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 委員は、自らが動物実験責任者として提出した動物実験計画に係る審査に加わることができない。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上動物実験計画に関し知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、法令上別の定めがある場合は、この限りでない。

(担当事務)

第10条 委員会の事務は、研究・产学連携部研究推進課及び生命科学系事務部生命科学先端研究事務課において処理する。

第4章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続)

第11条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて、動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 実験動物の苦痛の軽減を考慮して、動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。

- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。

- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

4 動物実験計画を変更しようとする場合は、前3項の例による。

(実験操作)

第12条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、基本指針等に即するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

ロ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮

ハ 適切な術後管理

ニ 適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規則等に従うこと。

(4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(5) 実験実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

2 動物実験責任者は、動物実験計画が完了したとき又は動物実験計画を中止したときは、所定の動物実験報告書により、学長に報告しなければならない。ただし、動物実験計画が完了し、又は動物実験計画を中止するまでの間は、毎年度末に、動物実験計画の実施状況を報告しなければならない。

第5章 施設等

(動物実験施設の設置)

第13条 動物実験施設を設置(変更を含む。)する場合は、管理者が所定の動物実験施設設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された動物実験施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定する。

3 動物実験施設の管理者は、学長の承認を得た動物実験施設でなければ、当該動物実験施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行わせることができない。

(動物実験施設の要件)

第14条 動物実験施設は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。

(2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。

(3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第 15 条 動物実験施設以外において、実験室を設置(変更を含む。)する場合は、管理者が所定の実験室設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定する。
- 3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48 時間以内の一時的保管を含む。)を行わせることができない。

(実験室の要件)

第 16 条 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第 17 条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第 18 条 管理者は、施設等を廃止する場合は、所定の施設等廃止届を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の動物実験施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第 6 章 実験動物の飼養及び保管

(標準操作手順の作成と周知)

第 19 条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管の標準操作手順を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第 20 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(動物実験施設への実験動物の導入)

第 21 条 管理者は、動物実験施設に実験動物を導入するときは、飼養保管基準等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、動物実験施設への実験動物の導入に当たっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、動物実験施設に実験動物を導入するときは、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(実験室への実験動物の導入)

第 22 条 動物実験責任者は、実験室に実験動物を導入するときは、飼養保管基準等に基づき適正に管理されている機関又は施設等から導入しなければならない。

2 動物実験責任者は、他の機関から実験室に実験動物を導入するに当たっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

(給餌・給水)

第 23 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第 24 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害又は疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第 25 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組合せを考慮して収容しなければならない。

(記録の保存)

第 26 条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、これを 5 年間保存しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第 27 条 管理者等は、実験動物を譲渡するときは、譲渡を受ける者に対して、当該実験動物の特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第 28 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第 7 章 安全管理

(危害防止)

第 29 条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関に連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者について、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等を予防する措置を講じるとともに、これらの事故が発生した時に必要となる措置を講じるための体制を整備しなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に關係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第30条 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態が発生したときは、実験動物の逸走による危害防止に努めるとともに、実験動物の保護に努めなければならない。

第8章 教育訓練

第31条 動物実験実施者及び飼養者に対する教育訓練は、委員会が行う。

2 動物実験実施者及び飼養者は、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならぬ。

- (1) 関連法令、飼養保管基準等、本学の定める規則等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

3 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、これを5年間保存しなければならない。

第9章 自己点検・評価・検証

第32条 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

2 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者、飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

3 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第10章 情報公開

第33条 本学における、動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表する。

第11章 雜則

(準用)

第34条 実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第35条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に、産業用家畜とみなされる動物種に限る。)の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この規則を適用しない。
(雑則)

第36条 この規則に定めるもののほか、動物実験等又は実験動物に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 1 月 25 日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に委嘱される第 6 条第 1 項第 4 号から第 11 号まで及び第 13 号の委員の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規則施行後、第 6 条の規定により委員会委員が委嘱されるまでの間は、同条の規定にかかわらず、この規則施行の際現に熊本大学黒髪地区動物実験委員会委員及び熊本大学本荘・大江地区動物実験委員会委員である者をもって組織する暫定委員会が委員会の任務を代行する。
- 4 前項の場合において、暫定委員会の委員長は、本荘・大江地区動物実験委員会の委員長をもって充てる。
- 5 この規則施行の日の前日までに次項の規定による廃止前の熊本大学動物実験指針第 9 項の規定により届け出られた動物実験計画に係る動物実験については、平成 18 年度中に限り、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる規則及び指針は、廃止する。
 - (1) 国立大学法人熊本大学黒髪地区動物実験委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
 - (2) 国立大学法人熊本大学本荘・大江地区動物実験委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
 - (3) 熊本大学動物実験指針(平成 16 年 4 月 1 日制定)

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 163 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 98 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日規則第 283 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日規則第 183 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日規則第 10 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 9 日規則第 1 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 184 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 126 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 205 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 142 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。